

ツキノワグマの被害防止対策について

自然保護課

1 今年度の被害等の状況

今年度のクマによる人身被害は、9月12日現在で17名と昨年度の倍以上であり、このうち4名が死亡している。

また、農林水産物被害も果樹や野菜などに発生しており、その被害額は、8月末現在で1,500万円となっている。

なお、こうした被害をもたらすクマの目撃件数については、8月末現在で771件と昨年度の倍以上であり、過去最多の件数となっている。

(単位：人、件、頭)

年 度	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
被害者数	6	5	10	8	17
うち死亡	—	—	—	—	4
目撃件数	492	282	387	328	771
捕獲頭数	332	148	259	106	320

※ 平成28年度の目撃件数、捕獲頭数は8月末現在

2 対策の概要

クマによる被害を踏まえ、その防止を図るための対策を取りまとめ、次のとおり実施しているところである。

(1) 被害防止体制等の整備

新たに、国、県、市町村、県警察及び関係団体からなる「秋田県ツキノワグマ被害防止連絡会議」を8月26日に設置した。

会議では、対策を協議し、警報制度の導入、注意喚起の徹底、パトロールの強化などについて決定した。

また、人身被害等が発生した場合には、迅速かつ適切に対処するため、当該地域に「緊急対策会議」を設置することにした。

(2) 県民に対する注意喚起

出沒に関する警報制度を導入し、9月1日には全県域に警報を発令して、チラシを緊急配布したほか、関係機関に対し必要な措置の要請を行った。

警報の発令を受け、県警察本部では、各警察署へ直ちに連絡したほか、各市町村においては、防災行政無線、緊急メール、チラシ、広報紙やウェブサイト等により住民に周知を図っている。

(3) 人身被害等への対応

県警察によるパトロールを強化するとともに、関係者による入山禁止等の措置を迅速に実施することにした。

なお、死亡事故のあった鹿角市十和田大湯地区については、道路封鎖と入山禁止措置を現在も継続している。

(4) 狩猟者の育成・確保

狩猟者の捕獲技術の向上を図るため、8月27日、28日に技能・安全管理・救命救急講習を実施した。今後は、9月17日に猟銃実習を実施することにして、いるほか、冬季には捕獲・解体の実習を行う予定としている。

また、新たな狩猟者の確保の取組については、狩猟の魅力を伝えるフォーラムを7月9日に開催したほか、狩猟免許試験については、土日の実施や回数を増やすなど、受験しやすい態勢を整備した。

(5) クマ出没抑制と農作物の被害防止

市町村が行う被害防止対策への国の支援事業の活用を進めるほか、里山等の森林整備や、住宅地周辺におけるクマの餌の除去等を促進することとした。

また、市町村等を対象に、クマの生態や具体的対策等に関する研修会を開催することとしている。

ツキノワグマの被害防止対策について

【今年度の被害等の状況】

- 17名の人身被害があり、うち4名が死亡
- クマの目撃件数は、8月末現在771件と、昨年度1年間の2.4倍、過去最多の平成13年度の535件を大幅に上回る状況
- ブナの結実予測は「皆無」で、夏から秋にかけて餌を求めるクマの大量出没に伴う事故の多発が懸念
- 8月末現在の農林水産物の被害額は、1,500万円で、農業中の人身被害も発生

【被害発生の背景】

- 里山の高林齢化や耕作放棄地の増加で、生息適地が増加
- クマの危険性が高い地域であっても、山菜採り等の入山者が絶えない状況
- 中山間地域の過疎化、高齢化で、クマに対する防除力が低下
- クマ出没に対処できる狩猟者の減少

【課題】

- クマの出没や人身被害に即応できる被害防止体制の整備
- クマの危険性の県民への迅速な周知
- 人身被害が発生した場合の入山規制等の措置
- クマを捕獲できる狩猟者の確保と技術の向上
- クマの出没抑制と農作物被害防止対策の実施

第12次秋田県鳥獣保護管理事業計画(平成29年度～平成33年度)の策定

- 現行の計画が今年度末で終了することから、専門家や県民からの意見を聞いた上で、クマの人身被害の防止を図るため、休猟区や捕獲体制のあり方等について見直しを行う。

秋田県第二種特定鳥獣管理計画(第4次ツキノワグマ)の策定

- 上記計画の個別計画として策定する予定であり、出没警報制度の創設やクマの生息数の推定方法等について見直しを行う。

《 対策1 》

被害防止体制等の整備

- (新)クマ被害防止連絡会議の設置
全県の国・県・市町村・県警察・関係団体からなるクマ被害防止連絡会議を設置し、クマの被害防止対策を徹底する。
- (新)緊急対策会議の設置
人身被害等が発生した場合には、迅速かつ適切に対処するため、当該地域の国・県・市町村・県警察・関係団体からなる緊急対策会議を設置する。
県境付近でクマ出没・事故等が発生した場合には、状況に応じて、隣県や隣県の市町村等とも連携する。

《 対策2 》

県民に対する注意喚起

- (新)出没警報制度の創設
クマの出没や事故の発生、ブナやナラの実などの堅果類の豊凶等の状況に応じて、県がクマ出没注意報・警報を発令する制度を創設し、県民にクマの危険度を正しく伝え、事故を防止する。
- (拡)多様な手段を活用した県民への周知
春と秋の年2回、注意喚起のチラシを配布し、クマに対する注意を促す。
出没警報制度の創設に伴い、注意報、警報を出した場合は、チラシを配布する。
また、県のウェブサイト、県・市町村の広報紙、マスコミ等も活用し、県民への周知を徹底する。

《 対策3 》

人身被害等への対応

- (拡)県警察によるパトロールの強化
人身被害等が発生し、引き続き事故の発生が予見される場合には、県警察によるパトロールの強化や検問を実施し、被害の拡大を防ぐ。
- (拡)迅速な入山禁止等の措置
死亡事故等が発生した場合の入山禁止、道路閉鎖等を関係機関と協力して迅速に実施する。
- (拡)迅速なクマの駆除
人身被害等が発生するおそれがある場合には、市町村に駆除を要請するとともに、市町村における迅速な駆除を支援する。

《 対策4 》

狩猟者の育成・確保

- 狩猟者の育成強化
クマを捕獲できる狩猟者を育成強化するため、経験が浅い狩猟免許取得者を対象に捕獲に関する講習会・実習等を開催するとともに、実地訓練の場を確保する。
- 狩猟者の確保
狩猟の魅力を伝えるフォーラムを開催するほか、狩猟免許試験については、その回数を増やすとともに、受験しやすいよう土日に実施する。
- 秋田県猟友会への支援
狩猟者の狩猟技術の向上と事故の未然防止を図るため、秋田県猟友会が行う講習事業に助成する。

《 対策5 》

クマ出没抑制と農作物の被害防止

- 市町村被害防止計画の策定と事業活用
市町村等に対し、国の支援事業を活用し、クマが出没しやすい果樹園等への電気柵の設置やクマの有害捕獲等を適切に実施できるように支援する。
また、被害を未然に防止するため、市町村等を対象に、生態や具体的な対策等に関する研修会を開催する。
- 森林整備の促進
クマの生息域となる里山の高齢な広葉樹林の更新や、間伐等の森林整備を促進することにより、クマが人里に出没しにくい環境にする。
- クマの餌の除去
県のウェブサイトや市町村等を通じて、県民に放任果樹園対策、家畜飼料の保管管理等について周知を図る。



県民の安全・安心の確保

